

# 福島県農業環境規範実践指針

福島県農林水産部  
環境保全農業課  
平成17年11月2日策定  
平成18年12月15日改訂  
平成30年9月14日改訂

## 1 福島県農業環境規範の策定について

国では新しい「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月25日閣議決定）の中で「農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換する」と掲げ、農業者による基本的な取組の実践と国民との相互理解の一助とする観点から、その具体的な方策として「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」を策定した。また、それらの普及のため、農業環境規範の実践を一部の国庫事業の要件として位置付けている。

一方、本県は、「福島県循環型社会形成に関する条例」を制定（平成17年3月25日施行）し、循環型社会の形成を目指しており、健全な水の循環を保全するための総合的な管理や、持続性の高い農業生産方式の導入等を掲げている。これらについては、従前からエコファーマーの認定の促進、水環境にやさしい農業の推進、有機栽培等の実証試験等により、環境保全を重視した農業への取組を推進しており、その結果、エコファーマーの認定者数が急速に増加するなど、環境と共生する農業を実践する先進県となっている。

このような状況を鑑み、循環型社会形成へ向けた農業の役割を果たすため、県が目指すべき環境と共生する農業の周知とより広範囲な農業者への意識付け、さらには農業者と県民との相互理解の一助とする観点から「福島県農業環境規範」（以下「県規範」という）を策定するものとする（別紙）。

## 2 県規範の位置付け

本県では、県規範を環境と共生する農業に対する様々な取組のうち基本的な取組事項を確認するものとし、「県規範 <作物の生産版> <家畜の飼養・生産版>」を作成し、全ての農業者への周知と実践を促す。なお、<作物の生産版>では、その実践によりエコファーマーへの誘導はもとより、特別栽培、有機栽培への取組を推進するものとし、また、<家畜の飼養・生産版>では、その実践により全ての畜産農業者を対象に家畜排せつ物の適正な管理と利活用を推進する。また、県が策定した「ふくしま農林水産業新生プラン」において、有機栽培、特別栽培、エコファーマーなど環境と共生する農業の拡大や、有機性資源の循環利用促進等、また、消費者に信頼される産地の確立を図るため、GAP手法等の取組強化を促進することを施策として掲げており、県規範はこれらの施策を展開するため、積極的に活用していくものとする。

### 3 県規範の推進

県規範が、全ての農業者を対象とし、また、地域の環境と共生する農業の推進に貢献するものであることから、県は、市町村、農業団体、及びその他関係機関と連携を図りながら、農業者への周知、普及・定着等を行うものとする。

また、環境と共生する農業に対する県民への理解を深めるため、農業者が実践する県規範の内容を県民へ周知するものとする。

具体的には以下の方法により推進していくものとする。

#### (1) 全ての農業者に対する周知

県規範「農業者用資料」を農業者へ配布するなどその周知を図りながら、環境と共生する農業への取組を喚起する。

#### (2) 環境と共生する農業の実践者の育成に対する活用

県規範実践により、一般農業者を環境と共生する農業（有機栽培、特別栽培、エコファーマーによる栽培）の実践者へ誘導する。

#### (3) 県民への周知

さまざまな機会を通じて県規範を県民へ伝え、環境と共生する農業へ向けた農業者の取組を周知する。

また、県規範の推進にあたっては、以下に示す施策と十分に連携し、推進するよう留意する。

- 適正農業規範（食品安全のための GAP）の推進
- 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の推進
- トレーサビリティシステム、HACCP 等の導入

### 4 県規範の実践

県規範は、環境と共生する農業を実践するのは農業者自身であることから、県規範への取組と点検は、農業者自らが行うものとする。また、点検の結果、取組が十分でない点等が明らかになった場合はその改善に努めるものとする。

（県規範への取組と点検及び改善を含めて、「県規範の実践」という）

### 5 県規範の見直し

県規範は、本県の環境と共生する農業の基本的な取組をまとめたものであることから、環境と共生する農業の推進状況に応じ、その内容を適宜見直すものとする。